

令和3年度 香川県の消費者行政の概要

1 関係機関との連絡調整等

消費者行政関係機関が連携して対応する必要がある消費者問題について、情報交換や施策の調整を行った。また、県民に最も身近な行政機関である市町に対して、情報提供や助言等を行った。

(ア) 消費生活審議会

消費者行政の概要や消費生活相談の状況等について審議するため、令和3年度は書面にて開催した。各委員から多数の意見や質問をいただいた。

- ・消費者代表5名（うち公募委員2名）、事業者代表5名、学識経験者5名

(イ) 食品表示指導推進委員会

令和3年度は懸案事項がないことや新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議は開催せず、令和2年度の食品表示指導状況、令和3年度の食品表示指導計画、食品表示を巡る最近の動き等についての資料を各委員に送付し、情報共有を図った。

- ・構成 学識経験者3名、生産者2名、流通業者3名、製造業者2名、消費者3名

(ウ) 食品安全連絡会議表示部会

食品表示関係法令の円滑な施行のため、表示の適正化への取り組みや関係各課等との連携等について、意見交換を行った。

- ・構成 暮らし安全安心課、健康福祉総務課、薬務感染症対策課、生活衛生課、農政課、農業生産流通課、畜産課、水産課、高松市
- ・開催日 令和3年5月24日

(エ) 多重債務者対策協議会

多重債務被害を防止するため、多重債務者の支援・救済、関係機関の連携等について、書面にて開催した。

- ・構成 暮らし安全安心課、消費生活センター、健康福祉総務課、精神保健福祉センター、財務局、市町、県警察、弁護士会、司法書士会、日本貸金業協会、暴力追放運動推進センター、法テラス、日本クレジットカウンセリング協会

(オ) 市町消費者行政担当者等研修会

令和3年度については各県民センターの所管地域ごとに、県職員が出向いて行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部地域のみで開催となり、その他は資料提供となった。

2 消費者教育・啓発等

(ア) 消費者月間（5月）事業

○ 消費生活パネル展

県庁本館1階にて開催予定であったパネル展を開催した。

○ 消費者支援功労者顕彰

県において多年にわたり消費者の利益の擁護及び増進に功績のあった団体及び個人を顕彰した。

・香川県消費者支援功労者顕彰

【受賞者】 三宅 倫子（三豊市消費者友の会副会長）

古川 由美（高松市消費者団体連絡協議会副会長）

松本 和可子（さぬき市消費者団体連絡協議会書記）

(イ) 大学等における消費者講座の開設

香川大学及び香川短期大学と連携し、県弁護士会・金融広報委員会・県警察等の協力により、正規授業の一環として消費者啓発リーディング講座を開催した。

・香川大学法学部（講義科目「消費生活と法」において授業7回、令和3年11月～令和4年1月）

・香川短期大学経営情報科（講義科目「社会学」において授業2回、令和3年11月～12月）

(ウ) 教員向け研修

教育委員会と連携し、中堅教諭等資質向上研修（対象者：在職期間が6年を経過した公立小・中学校、県立高校・特別支援学校の教諭等）において消費者教育研修を実施予定した。

(エ) 金融に関する広報啓発

香川県金融広報委員会（事務局：日本銀行高松支店内）、香川県、四国財務局が共催で、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報・消費者教育活動として金融経済講演会をオンライン開催した。

令和3年11月28日 サンポートホール高松 5階第2小ホール

3 事業者に対する調査・指導

(ア) 特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例

不当な取引行為の適正化を図るため、特定商取引に関する法律及び香川県消費生活条例に基づき、悪質な勧誘行為等を行っている事業者に対し、調査、指導を行った。

・業務停止命令1件、業務禁止命令1件

(イ) 食品表示法

生鮮食品や加工食品の品質表示について、巡回調査、立入検査等を行い、不適正な表示を行っている事業者に対し、指導を行った。

・巡回調査 26か所（事業者への指導 37件）

・立入検査 2か所（事業者への指導 1件）

・その他調査 2件（事業者への指導 1件）

(ウ) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

商品及び役務の取引に関する景品類及び表示について、調査を行い、不当に顧客の誘引を行っている事業者に対し、指導を行った。

・調査 8件（事業者への指導 6件） ※昨年度からの継続調査を含む

(エ) 家庭用品品質表示法

繊維製品や雑貨工業品などの家庭用品の品質表示について、立入検査を行い、不適正な表示について、措置権限を有する消費者庁へ報告を行った。

- ・立入検査 3か所（消費者庁への報告 4件）

(オ) 消費生活用製品安全法

特定製品（消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品：石油ストーブやライター等）について、PSCマークが付されているものが販売されているか、調査を行った。

- ・立入検査 3か所

(カ) 消費生活協同組合法

県が所管する消費生活協同組合（地域生協 6、職域生協 9）及び生活協同組合連合会（以下「組合」）からの届出の受付や定款変更等の許認可などを、処理するとともに、組合の業務及び会計状況について、検査を行った。

- ・検査 3組合（指摘事項 14件）

(キ) 貸金業法

県知事登録を行っている貸金業者（4事業者）からの変更登録、新規に1事業者の登録事務を行った。

- ・立入検査 2事業者

(ク) 割賦販売法

前払式特定取引業者における財務の健全性及び業務の適切性を検証するため、1事業者に対し、検査を予定していたが、検査対象事業者の手続きの遅延により令和4年度に延期した。

4 四国4県連携推進事業

(ア) 「四国はひとつ 消費者行政・消費者教育推進セミナー」の開催

消費者庁新未来創造戦略本部が徳島県に開設されたことを契機として、消費者行政の発展や創造及び相互の情報交換ネットワークの構築を進めるため、消費者行政・消費者教育の推進に資するセミナーを開催した。

- ・実施日 令和4年3月16日
- ・場 所 Web会議